

現状と課題

1 本県の高齢化の進展

平成23年度には4人に1人が高齢者、26年度には団塊の世代がすべて65歳以上

	(H20)	(H22)	(H26)
高齢者数	197千人	→ 205千人	→ 218千人
(うち後期高齢者数)	102千人	→ 109千人	→ 114千人
高齢化率	24.2%	25.5%	27.6%

2 元気高齢者の生きがい・健康づくりの推進

- ・65～74歳高齢者の状況
元氣生活率 (H20) 96.8% ⇒ 高齢者の元氣生活率をアップ
ボランティア活動者率 (H18) 33.6% (全国16位) ・地域での社会貢献、就労を促進
高齢者就業率 (H17) 36.0% (全国5位)
- ・介護予防事業参加率 (H19) 21.4%

3 要介護認定者の増と待機者の解消

- ・要介護認定者 (H20) (H23)
(うち要介護度4～5) 31千人 → 34千人 ⇒ 身近な地域での施設整備
9千人 ⇒ 介護施設の重度者への重点化
- ・一人暮らし高齢者 (H17) (H22)
18千世帯 → 22千世帯 ⇒ 高齢者向けの多様な住まい充実
25千世帯 → 28千世帯
・特養入所申込者 約3割が要介護1以下
- ・認知症高齢者 (H20) (H23)
20千人 → 23千人 ⇒ 地域での見守り等が必要

4 医療制度改革による療養病床の再編成（介護療養病床は23年度末に廃止）

- 【地域ケア整備構想の転換計画】
医療療養病床：1790床 → 1600床 (H24末) ⇒ 老人保健施設等への円滑な転換
介護療養病床：973床 → 介護施設へ転換 ・医療と介護の連携促進

5 不足する介護人材の確保

- ・要介護認定者増に伴い、必要な介護職員数も増加 ⇒ 今後、必要な介護労働力の確保
(H20) 7.5千人 → (H26) 9千人
- ・介護職員の1年間の離職率 (H19) 15.7% ⇒ 介護労働のイメージアップ
(H20.11) 2.02倍
- ・介護関係職の有効求人倍率 (全産業：0.87倍)

【位置付け】

「介護保険事業支援計画」および「老人福祉計画」を一体的に策定する県計画で、「福井新元氣宣言」に掲げる「元氣な社会」を具体化し、実現する。

■計画期間 平成21年度～23年度 3年間

【基本方針】

高齢者が健康で生きがいを持って生活し、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる「健康長寿な福井」を推進する。

【基本目標】

【I イキイキ生活】

生きがいづくりと健康づくりを通じた元氣高齢者生活イキイキ生活

【重点目標と主な施策】

- (1) ボランティアや地域活動等を通じた生きがいづくり
・「遠年」介護・子育てボランティア活動の支援
- (2) まだまだ働ける、働きたい高齢者への就業機会の提供
・シルバー人材センターによる介護人材等の派遣
・集落支援員の配置や地域での農作物販売による高齢者の就業継続支援
- (3) 高齢者の健康づくりや介護予防事業による元氣生活率アップ
・高齢者の健康増進
・老人クラブの協力等による特定高齢者の介護予防事業への参加促進

【II あたなか介護】

住み慣れた地域で生活できるあたなか介護

- (4) 要支援者の重度化防止と状態の改善
・リハビリ支援センターによる効果的な介護予防の推進
・重度化防止に効果的な介護と医療サービス提供の研究
- (5) 身近な地域での施設整備と介護付き住まいの提供（900床整備）
・重度者の増に伴う必要な介護施設の整備促進（地域密着型特別養護老人ホームを中心）
・認知症高齢者を地域で支えるグループホームの整備促進
・軽度者向けの介護サービス付き住まいの整備促進（高齢者向け優良賃貸住宅の整備支援等）
- (6) 療養病床の円滑な転換
・老人保健施設を中心とした介護施設等への転換
「療養病床転換助成交付金」「地域介護・福祉空間整備等交付金」を活用
・ふくい在宅あんしんネットの推進
（医師・看護師・ケアマネジャー等の多職種によるネットワークの構築）
- (7) 一人暮らし、認知症、医療ニーズのある要介護認定者の多様なニーズに対応する在宅サービスの充実
・小規模多機能型居宅介護の整備促進
・地域共生デザインサービスの推進（泊まり、サービス提供時間の延長、障害者等の受入れ）
・総合的な認知症ケア（認知症疾患医療センターの設置（2箇所）
地域包括支援センターやかかりつけ医との連携した早期発見、早期対応）

【III 安心の提供】

地域における生活等の支援、介護人材の確保による安心の提供

- (8) 在宅での安心を支える地域のネットワークづくりと生活支援の充実
・一人暮らし、認知症高齢者等の地域での見守りネットワークの構築
・高齢者の権利擁護の推進（「市民後見人」の養成と成年後見制度の利用促進）
- (9) 地域を支える介護産業の育成と人材確保
・介護産業への新規参入促進、介護事業所の経営改善支援
・介護労働への理解促進と就業意欲の喚起（高校生の職場体験等の実施）
・潜在的有資格者等の参入促進（地域密着型面接会の開催）
・キャリアアップの仕組みと処遇改善（訪問介護員に対するアドバイザー派遣等
介護報酬改定の給与面での処遇改善の反映促進）
・職場環境の向上（延長保育等による子育て環境の充実）

介護人材確保対策事業について
(県21年度当初予算案)

業界全体の課題に対する取組み

① 福井県介護人材確保対策協議会の開催

(1) 実施主体 県

(2) 事業内容 事業者団体、職能団体、養成機関、国・県の労働関係機関等が連携して人材確保対策を推進する。

イメージアップ対策

① 高校生介護職場体験事業

(1) 実施主体 県

(2) 事業内容 高校生に講演や職場体験を通じて介護の仕事への理解や関心を深めてもらい、将来の福祉人材への進路選択を促進する。

② 介護理解促進のための普及啓発事業

(1) 実施主体 県

(2) 事業内容 「介護の日」(11月11日)にあわせて、県民参加の「介護理解促進のための普及啓発フォーラム」等を開催する。

人材確保対策

① 地域密着型面接会の開催

(1) 実施主体 県(委託先:福井県福祉人材センター)

(2) 事業内容 地元での就業希望者等に対して、小規模事業所も含めた地元介護事業所が参加する身近な地域での面接会を開催する。

② 介護福祉士学び直し研修事業

(1) 実施主体 県(委託先:福井県介護実習・普及センター)

(2) 事業内容 潜在的な介護福祉士などに就業に必要な再研修を実施し、円滑な職場復帰、就労を支援(嶺北・嶺南各1回 9日間 20人/回)

③ 介護福祉士修学資金貸与事業の見直し

※平成21年4月1日以降の入学者対象分(20年度2月補正)

(1) 実施主体 福井県社会福祉協議会

(2) 事業内容 社会福祉士又は介護福祉士の養成施設に在学する本県出身者に対する修学資金について、貸付限度額の拡充、返還免除要件の緩和等を行うことにより、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進する。

(見直しの内容)

貸付限度額の拡充 : 月額36,000円 → 月額50,000円

入学準備金(20万円)、就職準備金(20万円)の新設

返還免除要件の緩和: 県内の介護事業所等で7年間継続勤務 → 5年間継続勤務

④ 高齢者の介護人材派遣促進事業

(1) 実施主体 (社) 福井県シルバー人材センター連合

(2) 事業内容 県シルバー人材センターにコーディネーターを配置し、登録の介護有資格の高齢者を介護事業所へ派遣する。

⑤ 介護人材新規就業支援事業

(1) 実施主体 県(委託先: 福井県福祉人材センター)

(2) 事業内容 介護現場において働きながら介護技術を習得するトライアル雇用を実施する。

定着促進対策

① 訪問介護員アドバイザー派遣事業

(1) 実施主体 県(委託先: 福井県ホームヘルプサービス事業者協議会)

(2) 事業内容 介護経験の豊富な有資格者をアドバイザーとして派遣し、訪問介護の現場で技術的指導や、悩み相談に応じる。

資格取得支援

① 職業訓練

(1) 実施主体 県

(2) 事業内容 職業訓練の定員の倍増(20年度20人→21年度95人)

・ホームヘルパー2級(60人)

・介護職員基礎研修(20人)

・介護福祉士(15人)

② 職業訓練受講奨励金制度

(1) 実施主体 県

(2) 事業内容

ア 再就職に向け資格取得を目指す者が、安心して職業訓練を受けるための奨励金を支給

・対象者: 20年4月1日以降の解雇による離職者(雇用保険非対象者)

・支給額: 受講時間に応じ 2,000円~3,000円/日

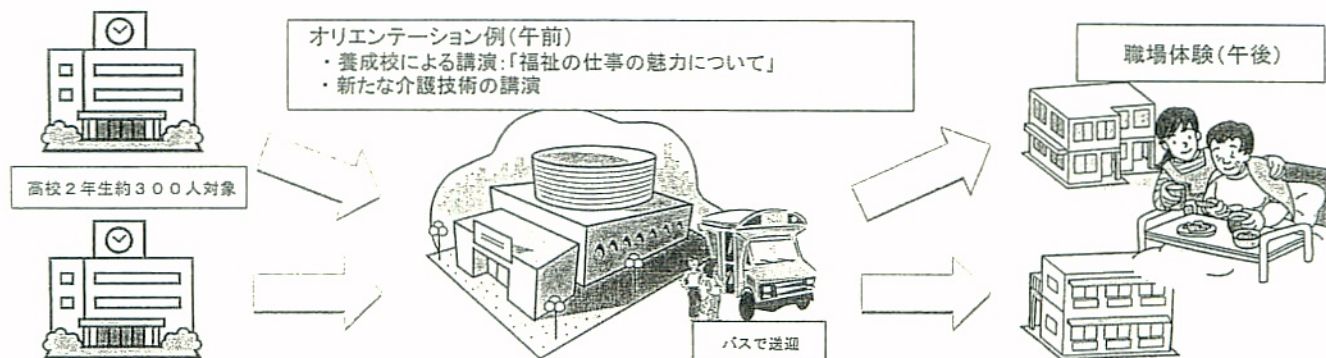
イ 正社員としての就労を目指して、能力向上や資格取得のために民間教育訓練機関を利用した場合に受講費用等の40%(限度額5万円)を助成

現状

- 介護分野を目指す若者が減少
 - ・ 養成校定員充足率 (高校2校、専門学校3校合計) 18年4月入学 69% → 19年4月 66% → 20年4月 50%
 - ・ 要請高卒業者に占める県内介護事業所への就職者割合 18年3月卒業 72% → 19年3月 78% → 20年3月 68%
- 特に普通系高校の学生は、介護の仕事を身近に知る機会が少ない
 - ・ 職業系高校のインターン実績: 毎年160人(県内職業系高校2年生 2,000人中)
- 専門学校による高校への出張講義等の受け入れも厳しく、福祉・介護をPRする機会が少ない
 - ・ 専門学校への高校への働きかけ … オープンスクール(年数回)、出張講義(年2~4回)

高校生介護職場体験事業

高校生に講演や職場体験を通じて介護の仕事への理解や関心を深めてもらい、将来の福祉人材の進路選択を促進する。



人材確保対策

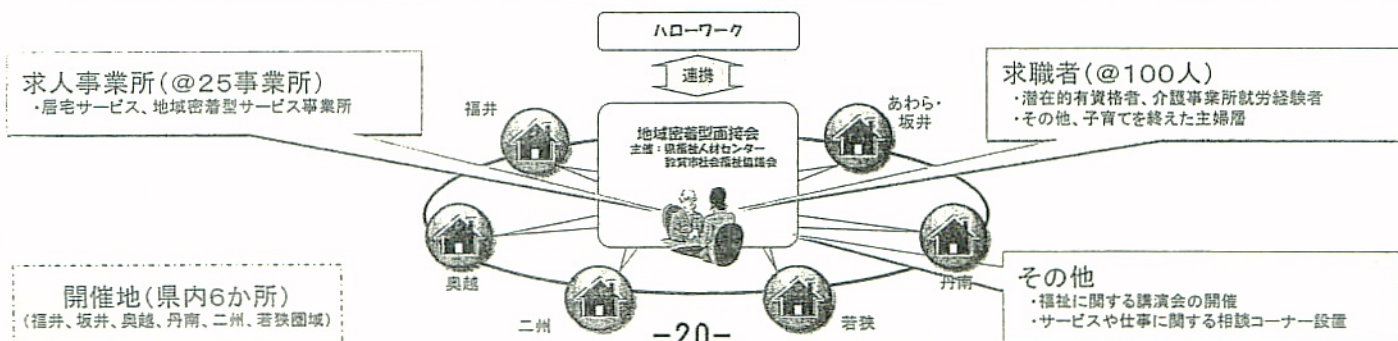
介護人材確保対策
地域密着型面接会(案)

現状

- 計画的ではない採用活動
 - ・ 離職率が高く、労働移動が激しい状況にあることから、常態的に求人募集が行われている。
- 採用活動内容には幅がなく受動的
 - ・ 就労斡旋機関への登録や縁故等への働きかけに偏り、積極的な情報発信を行っていない。〔19年度県調査〕
 - ・ 「ハローワーク、福祉人材センターへの登録」 … 90.9%
 - ・ 「縁故等への働きかけ」 … 77.6%
 - ・ 「合同就職説明会へ参加」 … 44.8%
- 既存の合同就職説明会は開催場所、規模、求職者等の面で訪問系事業所または小規模事業所向けではない
 - ・ 開催回数や参加求人数が限られ、会場も労働力の集中する市を中心に開催
 - ・ 主に入所系サービスへの就職を希望する新規卒業者が対象
- 採用者の2割が未就業者で占められ、潜在的な就労ニーズが認められることから、人材の掘り起こしが必要

地域密着型面接会

地元での就業希望者等に対して、小規模事業も含めた地元介護事業所が参加する身近な地域での面接会を開催する。

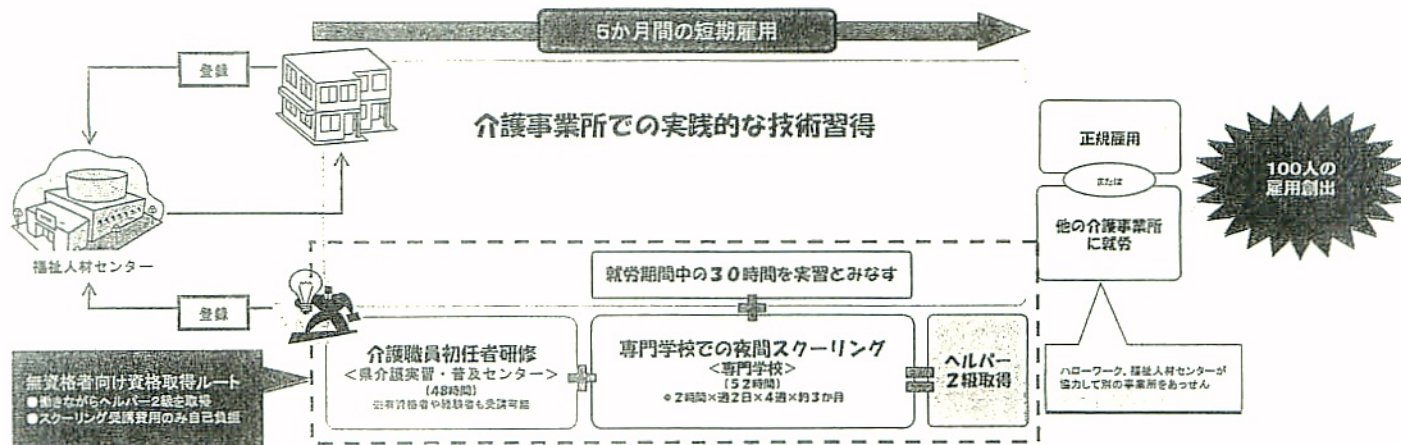


現状

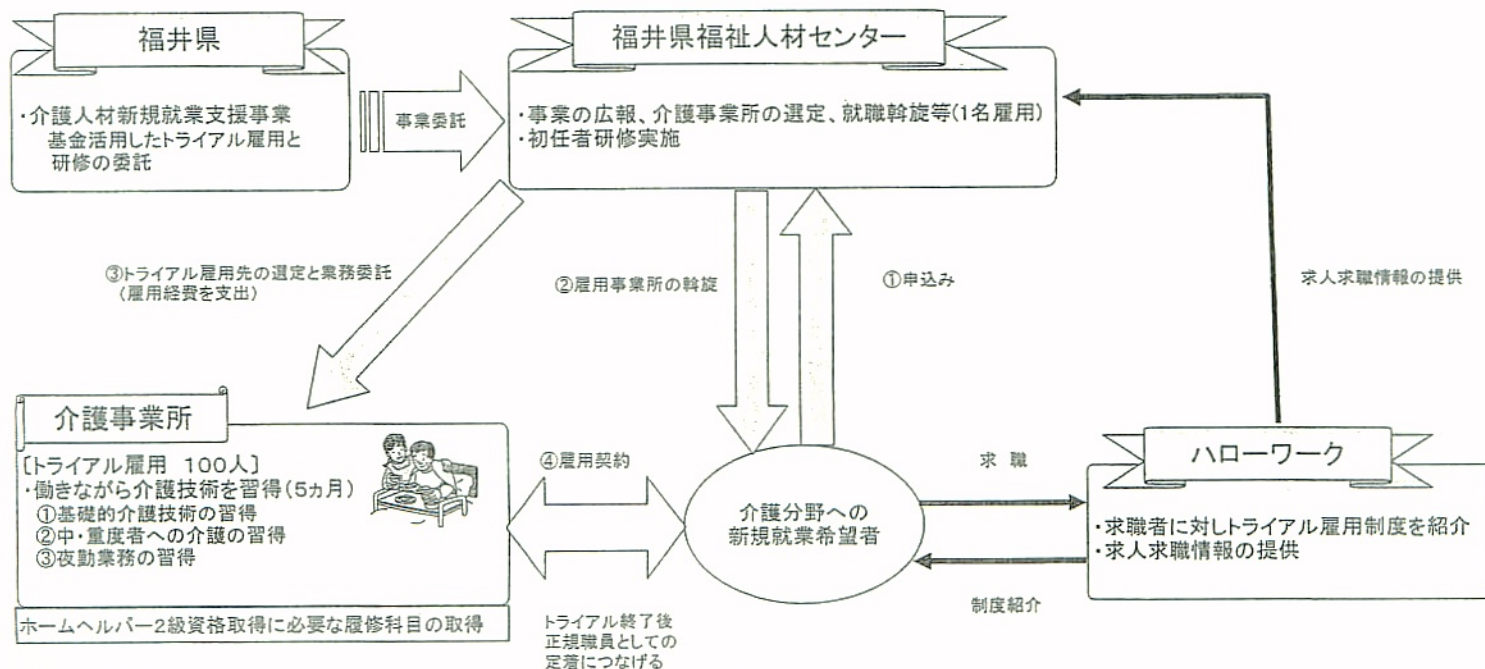
- 人材不足解消のため、他分野の離職者を積極的に採用したいと考える事業者が多い。
 - ・他分野の人材を積極的に採用したいと考える事業所・・・64%〔20年12月県調査〕
- 経験不足や職場への理解不足から早期離職する者が多い。
 - ・OJTの実施状況・・・46%〔19年度県介護労働実態調査〕
 - ・3年未満で離職する者の割合・・・72%〔20年度県介護労働実態調査〕
- 腰痛等による病休取得者が多く、代替職員の確保が課題
 - ・病休等代替職員確保を目的とした募集・・・19%（求人数約30人）〔20年12月県調査〕

介護人材新規就業支援事業

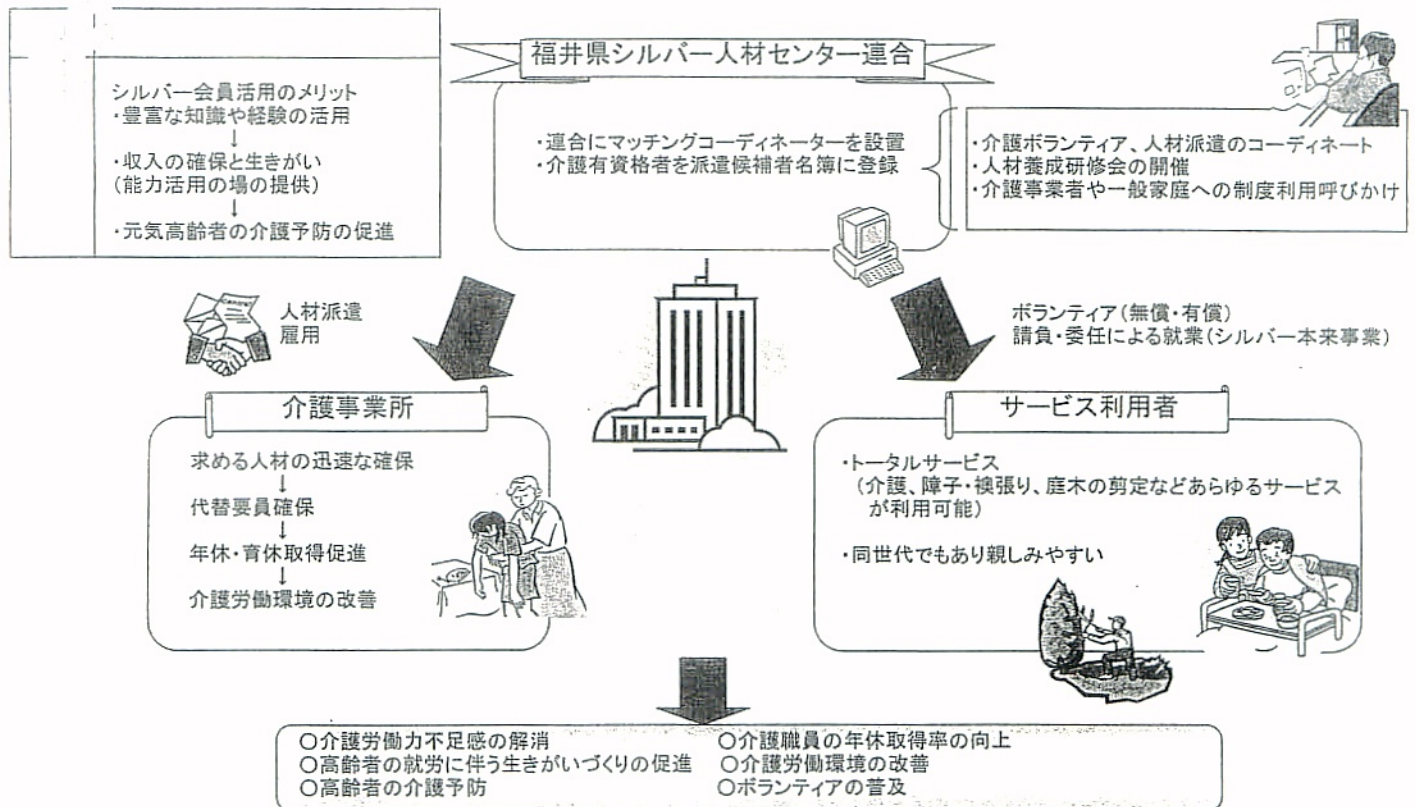
介護分野への新規就業希望者に対して、介護職場において働きながら介護技術などを習得するトライアル雇用の機会を提供し、円滑な就業を促進する。



介護人材新規就業支援スキーム図



高齢者の介護人材派遣促進事業スキーム図



定着促進対策

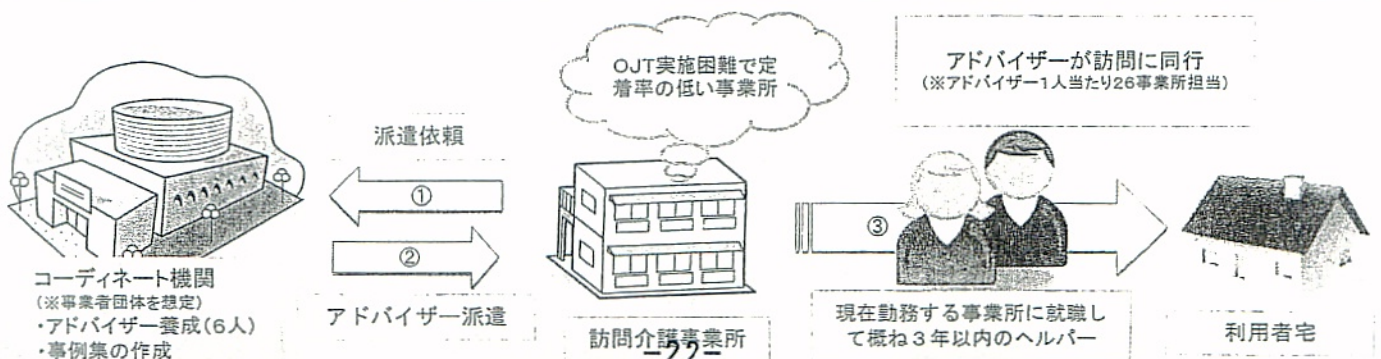
介護人材確保対策 訪問介護員アドバイザー派遣事業(案)

現状

- 訪問介護事業所の労働力
 - ・パートで働く主婦などの登録ヘルパーが主な働き手:登録ヘルパーの割合 73.3%
 - ・1対1のサービス提供や直行直帰型が多い
 - ・40歳(※)以上の女性職員の割合 79.2%※育児に割く時間が減り、職場復帰等を考える年齢と想定[20年度県調査]
- そのため、現場における継続的な能力開発や先輩からのアドバイスを受けるといった日常的な教育訓練を受ける機会が少なく、自身の介護技術や対人サービスに対する不安を抱えている。
 - ・訪問介護事業所における新規採用職員へのOJTの実施状況 30.0%(19年度県調査)
- 離職率が高く、労働移動が激しい。
 - ・訪問介護員の離職率15%【正社員12%、非正社員16%】(>県全産業平均14%)
 - ・早期離職者の占める割合 74%

訪問介護員アドバイザー派遣事業

介護経験の豊富な有資格者をアドバイザーとして派遣し、訪問介護の現場で技術指導や悩み相談に応じ、定着を促進する。



在宅介護女性ほっとひといき支援事業実施事業所募集

在宅介護者の負担を軽減するため、通所介護事業所が実施する介護保険外の宿泊サービス提供について、市町と県とで利用料の一部を助成する事業を実施しています。そこで、実施事業所を募集いたしておりますので、下記内容を御参照いただき、別添申込書によりお申し込みください。

記

1 募集内容

- | | |
|------------|---|
| (1) 事業所の基準 | 別表第1のとおり |
| (2) 補助対象経費 | 別表第2のとおり |
| (3) 助成額内訳 | 補助単価4,000円
ただし、1人当たりの宿泊サービス提供に係る利用料が5,000円を下回る場合にはその額に0.8を乗じた額とする。)に、年間の延べ利用回数を乗じて得た額とする。
なお、補助の対象となる1人当たりの利用回数は1年間を通じて12泊を限度とする。 |

2 申込先、問い合わせ先

〒910-8580

福井県健康福祉部長寿福祉課 在宅サービスグループ

電 話 0776-20-0332

FAX 0776-20-0639

E-Mail hokaisei@pref.fukui.lg.jp

別表第 1

対象事業者	
1 対象事業者	補助金交付の対象事業者は指定通所介護事業所を運営し、当該施設で在宅介護者の負担を軽減するため要介護者等に対して年間を通して宿泊サービスを提供する者とする。
2 設備・運営基準	事業所の設備は次の基準によるほか、事業者は利用者の保健衛生および安全の確保に十分注意しなければならない。 (1) 宿泊に係る床面積は1人当たり7.43㎡以上とする。ただし、プライバシーが確保される構造である場合はこの限りではない。 (2) 消防法等関係法令に適合した必要な設備を備えていること。 (3) 利用者の疾病、事故等が生じた場合の医療機関や家族等への連絡対応マニュアルを備えていること。
3 人員基準	事業所には、要介護者等が生活を円滑に行うため次に掲げる支援を行う者を宿泊サービス提供時間帯において1人以上確保しなければならない。 (1) 生活介護の提供 (2) 利用者、家族からの相談対応
4 その他	短期入所生活介護と併設している場合、1月から3月までの短期入所生活介護の平均稼働率が85%を上回っていること。

別表第 2

補助対象経費	補助基準額	補助率
宿泊サービス提供に係る利用料（ただし、食事代、入浴費用を除く）	補助基本額は補助単価4,000円（ただし、1人当たりの宿泊サービス提供に係る利用料が5,000円を下回る場合にはその額に0.8を乗じた額とする。）に、年間の延べ利用回数を乗じて得た額とする。 なお、補助の対象となる1人当たりの利用回数は1年間を通じて12泊を限度とする。	県1／2 市1／2

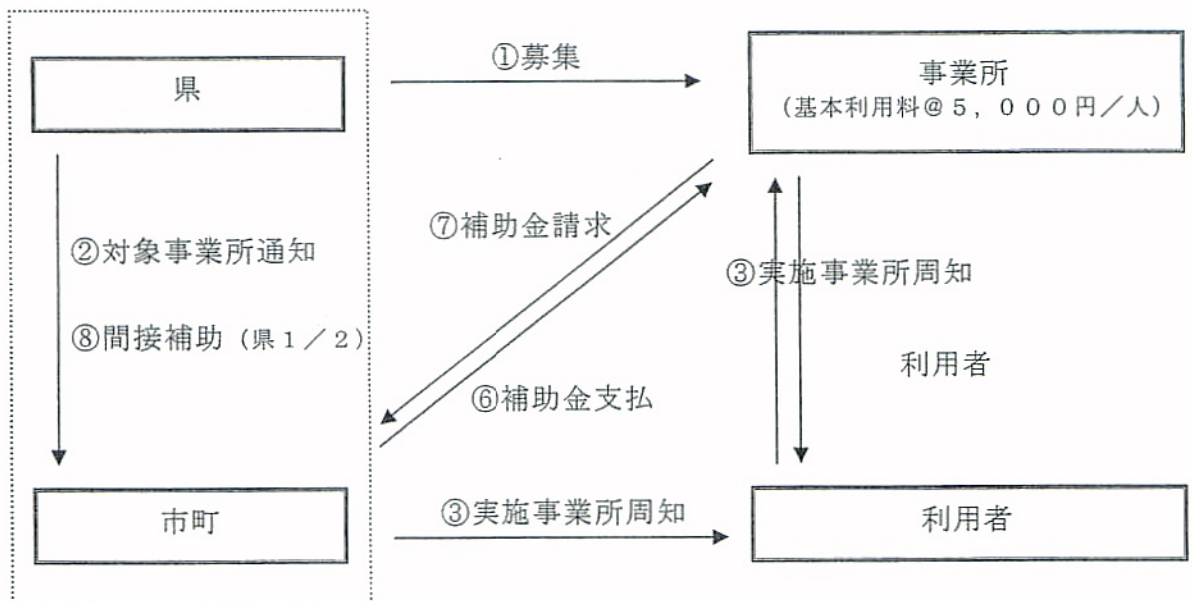
平成21年度 在宅介護女性ほっとひといき支援事業実施申込書

(フリガナ) 事業者名			
(フリガナ) 実施事業所名			
所在地	〒		
連絡先、担当者	() — 、		
利用者見込み ○年間利用者見込数			
	4～9月	10～3月	計
実人数			
延人数			
○ 利用者の市町名内訳 [市町名 、 延人数]			
[、 人]			
[、 人]			

※ その他必要書類

1 勤務形態一覧表

2 宿泊サービス提供に使用を予定する居室等平面図



介護や子育て支援のために活動するボランティアグループを募集します。

○介護ボランティア
(65歳以上の高齢者に対して行う活動)



○子育てボランティア
(子育て家庭に対して行う活動)



〒910-8580
福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部長寿福祉課
生きがい支援グループ

TEL 0776-20-0330
FAX 0776-20-0639
E-mail : choju@pref.fukui.lg.jp

○ボランティアグループの募集

- ・会員の3人以上が60歳以上のボランティアグループ（当活動において、他の助成を受けていないボランティアグループ）
- ・募集数 おおむね30グループ
- 介護ボランティア（65歳以上の高齢者に対して行う活動）
- 子育てボランティア（子育て家庭に対して行う活動）

○活動内容

- ・介護ボランティア
 - ア 散歩や移動の補助
 - イ 食事、更衣等の補助
 - ウ レクリエーションの実施
 - エ 話し相手（傾聴）等
- ・子育てボランティア
 - ア 子どもの預かり
 - イ 子どもの送り迎え
 - ウ 家事代行 等

○助成要件等

- ・グループでのボランティア活動を年間12回以上実施

○助成額

- ・上記の助成要件を満たすグループに対して、60歳以上のボランティア活動人数に応じて助成する。（下記①～⑤のとおり）ただし、1グループあたり100,000円を限度。

	活動人数	年間助成額
①	4人以下	20,000円
②	5～9人	40,000円
③	10～14人	60,000円
④	15～19人	80,000円
⑤	20人以上	100,000円

○その他

- ・新たに身体に接する介護ボランティアを行う場合は、原則として福井県介護実習・普及センターまたは嶺南地域介護実習・普及センターで実施する「ボランティア介護講座」を受講。

※ご不明な点がございましたら、表面に記載の連絡先あて、お問い合わせください。